

## 移動支援の通学利用に関するお知らせ

札幌市では、今年 4 月から、保護者が就労などのため、通学に付添うことができない世帯を対象に、通学の場合にも移動支援をご利用いただくことができるよう制度を充実します。

必要な手続きをお知らせしますので、ご利用を希望される方は、お住まいの区の保健福祉課にご相談ください。

### 1. 対象となる世帯

**保護者が次のいずれかの理由で、子どもの通学に付き添うことができない世帯**

- 保護者が就労又は職業訓練のため、通学の時間帯に付き添うことができない場合
- 保護者が障がいや傷病、出産（産前産後を含む）のため外出できない場合

※ このほか、通学に付添いの必要な方が 2 人いて、それぞれ別の学校に通っているために 1 人は付添うことができないといった場合には、区保健福祉課までご相談ください。

### 2. 通学利用に必要な手続き

#### 1 区保健福祉課に相談

次の必要書類を区保健福祉課に提出してください。担当職員から通学状況などについて聴き取りをします。

必要書類：①申出書、②就労、傷病等の状況を確認できる書類、③移動支援受給者証

※ ②の書類は、このお知らせの裏面をご参照のうえ、保護者全員分をご用意ください

#### 2 移動支援受給者証の交付

区保健福祉課で対象となる世帯であることを確認のうえ、移動支援を通学に利用できる期間や日数を記載した、移動支援受給者証を送付します。

#### 3 移動支援の通学利用

移動支援受給者証を事業所に提示してガイドヘルパーの派遣についてご相談ください。。

※ 急な傷病などで事前の手続きができない場合、まずは区保健福祉課にお問い合わせください。

裏面にも記載があります

### 3. Q&A

#### Q. 通学利用の日数

通学の付添いができない日について、受給者証に記載された支給量の範囲内で利用することができます。また、移動支援の1ヶ月あたりの支給決定時間数の範囲内でのご利用となります。

～ご両親とも就労している例(通勤時間を含む)～

・勤務時間 父 月～金 7時30分～18時30分  
母 月～水 13時～18時

⇒ この場合、月～水の下校時間は通学の付き添いできないため、  
受給者証には「週3日・下校」と記載されます。

#### Q. 利用者負担

これまでと同様これまでと同様、生活保護及び市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は1割負担です。

#### Q. 就労や傷病等の状況を確認できる書類

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| 【就労の場合】   | 社員証、在職証明書、給与明細等その他就業を確認できる書類        |
| 【職業訓練の場合】 | 受講決定通知など訓練期間や受講時間を確認できる書類           |
| 【障がいの場合】  | 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証など  |
| 【傷病の場合】   | 医師の診断書(傷病名や療養期間、外出の可否について記載されているもの) |
| 【出産の場合】   | 母子手帳                                |

ご不明の点などありましたら、区保健福祉課にご相談ください。

(問合せ先)

〇〇〇区役所保健福祉課福祉支援係

(担当) 〇〇Tel 〇〇〇-2400 (内線〇〇)